

FRP 複合容器再検査基準（KHKS016）の廃止に対する パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成19年8月9日
移動容器規格委員会
委員長 小川 武史

この度、移動容器規格委員会が作成を行っている規格案「FRP 複合容器再検査基準の廃止」についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、移動容器規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：1件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添（PDF形式）のとおり整理し、平成19年3月15日に開催された移動容器規格委員会において審議の結果、了承されました。ご意見に対する考え方を提案者にご連絡したところ、本委員会に対し、再度検討して頂きたい旨の提案がなされました

このため、6月29日に開催された移動容器規格委員会において同提案について審議し、委員による書面投票を実施した結果、FRP 複合容器再検査基準については廃止とする決議が成立されました。

なお、同決議の付帯事項として、当該基準の廃止にかかわらず当該基準を大臣特認容器に係る再検査基準に用いることができることが確認されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査企画課 長榮、鳥越

TEL:03-3436-6104

FAX:03-3436-0688

e-mail : insp@khk.or.jp

平成19年8月9日

FRP 複合容器再検査基準の廃止に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>以下の理由から廃止に反対。</p> <p>①FRP基準は他の基準では代用できない特殊性がある。</p> <p>FRP容器は、現在移動容器規格委員会でKHK自主基準の改正案を審議されている空気呼吸器用一般継目なし容器やアルミニウム合金製一般継目なし容器と違って、強度部材であるFRPが容器外面を覆っている。</p> <p>FRP容器の安全を維持するには、FRPの損傷具合を適切に目視で確認し、再検査の可否を下すことが最も重要であり、写真でFRP損傷事例を明示し、省令等を補完していた自主基準は今後も必要である。空気呼吸器用一般継目なし容器再検査基準やアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準では、それぞれの容器特性を踏まえた不合格の事例が写真で明示されており、省令等の基準を補完している。また、これらの基準の不合格事例はFRP基準として代用はできるものではない。</p> <p>②許容キズ深さの表示義務がない時期のFRP容器の再検査基準としても必要。現行法令では巻き込みラベル等で表示することが義務づけられているが、旧法令では許容キズ深さの表示は</p>	<p>廃止反対に対する考え方は以下のとおり。</p> <p>①本基準は関係法令の改正等により、現行の規定内容で存続させることはできない。一方、現在、FRP容器に係る再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されている。従って、現状において本基準の改正は不要と考える。なお、本基準に規定された内容（傷深さの検査）を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは今後とも問題はない。</p> <p>②平成10年6月26日付け環境立地局保安課事務連絡「特別認可により製造・輸入された繊維強化複合容器の再検査について」において容器検査所は、KHKS016に規定された許容傷深さを基準とすることが規定されており、今後とも本基準を用いることに問題はない。</p>	

	<p>なく、これまでFRP基準がその代わりに担っていた。現在も許容キズ深さの表示がない容器は使用されており、FRP基準は必要である。</p> <p>③FRP容器の検査及び補修</p> <p>FRPの傷深さにおける検査が写真つきで掲載されており、また補修方法についても写真つきで掲載されており、分かりやすい基準であるので存続を希望する。</p>	<p>③本基準は関係法令の改正等により、現行の規定内容で存続させることはできない。一方、現在、FRP容器に係る再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されている。従って、現状において本基準の改正は不要と考える。なお、本基準に規定された内容（傷深さの検査）を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは今後とも問題はない。</p>	
--	---	---	--